

(審査案件98号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った「特定法人が、県の発注する土木工事等で取り扱った土量に関する情報」の一部公開決定は妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 平成29年3月28日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、以下の内容で公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

次の事業者が工事で取り扱った土量に関する情報

- ・事業者：〇〇〇〇（〇〇〇〇番地〇〇〇〇）
- ・対象期間：平成26年度から平成28年度まで
- ・対象工事：土木・建設・土地改良・農地・他、県が発注した全工事
- ・請求情報：次の内容が記載された工事関係資料
  - ①掘削・積込・運搬・等、土工の工程日付
  - ②搬出した土量、および搬出先の土場の場所
  - ③搬入した土量、および搬入元の土場の場所

本件請求については、対象となりうる工事が多いため、審査請求人に確認し、上伊那地域振興局農地整備課、林務課及び伊那建設事務所（以下「本件発注機関」という。）において発注されたものに限定されている。

- 2 平成29年4月11日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、公開決定等の期間を延長し、同年5月23日に、「平成28年度県単河川環境改善工事（一）大泉川南箕輪村せせらぎ広場」の工事（以下「本件工事」という。）に関する文書のうち「しゅん工届」及び「写真」（以下「本件文書」という。）を特定し、「しゅん工届」中の法人代表者の印影について条例第7条第3号に該当するとの理由で非公開とする一部公開決定（以下「本件決定」という。）を

行った。

- 3 平成29年5月29日、審査請求人は、本件実施機関に対して、〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が取り扱った県の工事が1件しかないとは考えられないこと、また本件文書の中に設計書が含まれていないことが不当であることを理由として、本件決定を取り消す旨の裁決を求める審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件法人は主に公共工事を請け負う土木工事会社であり、3年間のうち公開された1件にしか関与していないとは考えられない。当該事業者は従業員5名前後の小さな会社であり、一次下請にもなれない規模なのだから、二次、三次下請の可能性があり、そういったものを含めればもっとあるはずである。
- 2 公開された1件の工事については、それが小規模であるため土量や土場を示す資料は無いという説明を口頭で受けたが、いかに小規模であっても設計書が存在するはずである。  
また、本件実施機関の理由説明書での主張を踏まえると、本件工事において、設計書について土木施設小規模補修工事取扱要領（以下「本件取扱要領」という。）で規定する「様式3」をもって代えるとしているのであれば、当該様式を公開決定すべきである。

### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件法人が、本件発注機関の工事の元請人として取り扱った一般的な工事について、工事事務管理システム<sup>1</sup>により調べた結果、取り扱った工事は存在しなかった。本件法人が、本件発注機関の工事の下請人として取り扱った工事についても工事完

---

<sup>1</sup> 県の各発注機関が入札等により工事を発注する際、工事契約情報を登録し、契約管理を行うシステム。

成時に提出される施工体制台帳<sup>2</sup>を調査したが、取り扱った工事は存在しなかった。

また、本件発注機関が取り扱った小規模補修工事<sup>3</sup>について、工事台帳<sup>4</sup>で調査を行った結果、本件法人が取り扱った工事は、本件工事を除き、存在しなかった。

- 2 本件工事のような小規模補修工事の場合、本件取扱要領では、「設計書は様式3の中の積算内訳及び工事位置を示すもの、構造図等をもってかえる」としており、設計書の作成は省略していることから、本件工事の設計書は存在しない。

また、「様式3」には本件請求である土量に関する情報が含まれていないため、これを決定しなかったことは、不当とは考えられない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件請求の対象となる工事の特定について

審査請求人は、本件法人は主に公共工事を請け負う土木工事会社であることを理由に、取り扱った県の工事がもっとあるはずである旨を主張する。

そこで、本件法人が取り扱った本件発注機関の工事について、一般的な工事と小規模補修工事に分け、本件請求の対象となる工事の検索に不十分な点がなかったかどうかを検討する。

#### (1) 一般的な工事について

##### ア 元請負人として受注している工事について

本件実施機関は、本件法人が本件発注機関から直接建設工事を請け負う元請負人となっていたかどうか、工事事務管理システムを用いて検索したとする。

県の発注する土木関係等の工事は、小規模補修工事を除き、このシステムで管理していることから、元請人として受注している一般的な工事の検索に不十分な点はない。

##### イ 下請人として受注している工事について

本件実施機関は、本件法人が本件発注機関の工事の下請人となっているかど

---

<sup>2</sup> 下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7参照）。

<sup>3</sup> 緊急を要する路面や河川管理の工事等で、1件の設計金額が200万円未満のもの（土木施設小規模補修工事取扱要領第2条）。

<sup>4</sup> 各工事ごとの実施設計額と精算額を、年度ごとに工事費、工事雑費、その他に区分し、比較記載した台帳。

うかについて、工事事務管理システム上では直接契約の当事者となる元請負人の名称のみが登録され、下請人の確認はできないため、工事ごと作成している施工体制台帳を一件一件、確認したとする。

施工体制台帳に含まれる施行体系図では、元請負人と下請人がすべて記載される様式となっていることから、この施工体制台帳を確認することにより、本件法人が下請人となっている工事を漏れなく把握できると考えられ、この点でも下請人として受注している工事の検索に不十分な点はない。

## (2) 小規模補修工事について

本件実施機関は、小規模補修工事が建設部の取り扱う工事区分であるため、本件発注機関のうち伊那建設事務所の発注した工事の工事台帳を一件一件確認し、本件法人が、小規模補修工事を受注しているかについて確認したとする。

県が発注機関となるすべての工事について、工事台帳を作成することになっているため、これを確認することで小規模補修工事も含めた工事の検索は十分といえる。

また、上伊那地域振興局の農地整備課及び林務課の工事台帳の確認を行っていないが、農政部及び林務部ではこのような工事区分を設けていないため、これを確認しないとしても不合理な点はない。

## (3) 以上から、本件実施機関の本件請求の対象とすべき工事の特定に不十分な点はなく、この点で審査請求人の主張は認められない。

## 2 本件決定に設計書などの土量に関する文書が含まれていないことについて

審査請求人は、公開された1件の工事についてはいかに小規模であっても設計書などの土量に関する文書が存在するはずである旨を主張する。

そこで、本件工事における設計書の存在、また本件決定文書以外の土量に関する文書の存在に分け、本件決定における文書の特定に不十分な点がなかったかどうか検討する。

### (1) 本件工事の設計書について

本件工事は、河川環境改善工事であり、堆積土砂により出水時に越水のおそれがあり、直ちに土砂除去を行う必要があったため、本件取扱要領に基づき、実施された小規模補修工事である。

本件取扱要領では、「起工は様式3によるもの」とし、「設計書は同様式中の積算内訳及び工事位置を示すもの、構造図等をもってかえるものとする」として

いることから、小規模補修工事である本件工事においては、設計書は存在せず、これを特定しないことに不合理な点はない。

(2) 本件決定文書以外の土量に関する文書について

本件実施機関は、本件文書以外には土量を示す文書は存在しないとする。

そこで、まず(1)の設計書に代えるものとされる「様式3」について、実際に当該様式を確認したところ、工事名、工事箇所、工期、修繕項目、施工業者の他、工種や金額等が記載されるのみで、土量を示す情報が記載されていなかった。

また、「様式3」以外には、工事を依頼する際の「依頼書」が存在するが、本件実施機関によれば、そこには工事の工期や費用が記載されるのみであり、発生した土量の記載はされず、残土の処理等についても、特段事前の取り決めもないとのことであった。

さらに、本件のような小規模補修工事では、下請人を利用することは想定されないことから、下請等に関する文書は存在しないと考えられる。

これらのことからすれば、土量を示す文書は本件文書のみと考えられ、本件決定文書以外の文書を特定しないことに不合理な点はない。

(3) 以上から、本件決定における文書の特定に不十分な点はなく、この点でも審査請求人の主張は認められない。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人のその余の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成29年 7月21日 諮問  
7月25日 審議  
9月19日 審議  
9月22日 理由説明書受領

10月5日 意見書受領  
10月24日 審議  
12月11日 実施機関からの意見聴取  
平成30年2月7日 審議  
3月23日 審議終結